

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 当法人の課題
(1) 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分でない。
3. 目標と取組内容

目標1：男性職員の育児参加促進のために、育児休業・出生時育児休業等について、制度の周知を図りながら休暇取得の促進を行う。【次世代・女性躍進】

<取組内容>

- 令和7年8月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布をし、職員・管理職への周知を図る。
- 令和8年4月～ 休暇等が利用しやすい環境整備の見直しのための調査や検討を実施する。
- 令和9年～ 検討を基に環境整備の取り組みを実施する。
- 令和10年度～ 継続実施、効果検証

目標2：令和12年3月までに、常勤職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。【次世代・女性躍進】

<取組内容>

- 令和7年6月～ 職員の有給休暇取得の実態把握と分析を実施する。
- 令和8年4月～ 実現に向けた取り組みの検討を実施する。
- 令和9年4月～ 取り組みの評価及び目標達成に向けた更なる取り組みの強化を行う。

目標3：短時間勤務制度・フレックスタイム制度等の、導入の検討を行う。【次世代・女性躍進】

<取組内容>

- 令和7年6月～ 職員の勤務時間の実態把握と分析を実施する。
- 令和8年4月～ 分析を基に取り組みの検討を実施する。
- 令和9年4月～ 取り組みの評価及び更なる取り組みの強化を行う。